

報告第 6 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、福祉資金貸付金の償還に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和3年2月26日

足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。
記

1 相手方

東京都葛飾区四つ木在住者
千葉県市川市在住者

2 訴えの要旨

足立区は、足立区応急小口資金貸付条例に基づき、平成13年1月31日に貸し付けた金額のうち、24万3千円及び延滞金並びに訴訟費用を請求する。

3 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。